別表第一　本人確認書類等

１　自然人である顧客又は代表者等（第３号に掲げるものを除く。）

イ　取引等を行うための申込み又は承諾に係る書類に顧客が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書

ロ　国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証又は私立学校教職員共済制度の加入者証（当該自然人の氏名、住所又は居所及び生年月日の記載があるものに限る。）

ハ　国民年金手帳（国民年金法第１３条第１項に規定する国民年金手帳をいう。）、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、母子健康手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳又は戦傷病者手帳（当該自然人の氏名、住所又は居所及び生年月日の記載があるものに限る。）

二　運転免許証（道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第９２条第１項に規定する運転免許証をいう。）、外国人登録証明書、住民基本台帳カード（住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第３０条の４４第１項に規定する住民基本台帳カード（当該自然人の氏名、住所又は居所及び生年月日の記載があるものに限る。）をいう。）又は旅券等（出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）第２条第５号に規定する旅券及び同条第６号に規定する乗員手帳（当該自然人の氏名及び生年月日の記載があるものに限る。）をいう。）

２　法人（次号に掲げるものを除く。）である顧客

イ　当該法人の設立の登記に係る登記事項証明書（当該法人が設立の登記をしていないときは、当該法人を所轄する行政機関の長の当該法人の名称及び主たる事務所の所在地を証する書類）又は印鑑登録証明書で当該法人の名称及び主たる事務所の所在地の記載があるもの

ロ　イに掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これらに類するもので、当該法人の名称及び主たる事務所の所在地の記載があるもの

３　外国人（日本の国籍を有しない自然人をいい、本邦に在留している者を除く。）又は外国に主たる事務所を有する法人である顧客

前各号に定めるもののほか、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関が発行した書類その他これらに類するもので、前各号に準ずるもの（当該顧客が自然人の場合はその氏名、住所又は居所及び生年月日の記載のあるものに、法人の場合はその名称及び主たる事務所の所在地の記載のあるものに限る。）

（注）第１号から第３号に定める機構が提示を受ける本人確認書類は、それぞれ次に定めるものに限る。

１　第１号イ及び第２号イ

機構が提示を受ける日前６ヶ月以内に作成されたもの

２　第１号ロ、ハ及び二

機構が提示を受ける日において有効なもの

３　第２号ロ及び第３号

機構が提示を受ける日前６ヶ月以内に作成されたもの（有効期間又は有効期限のあるものにあっては、機構が提示を受ける日において有効なもの）